

## 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（18件）

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
5	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度である保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の統一化を求める。	これまでに多くの自治体から同様の提案がなされ、内示時期や協議様式などの統一化等による事務軽減が図られてきたところであるが、交付金制度自体の統一には至っていないところである。一方、現在、政府において「こども庁」創設に向けた動きがあるとの報道がなされていることも踏まえ、「こども庁」の創設に関する議論の中で交付金の統一化についても再検討いただくなど、抜本的な改善をお願いしたい。	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	小樽市、旭川市、岩手県、宮城県、いわき市、茨城県、前橋市、伊勢崎市、狭山市、千葉市、富津市、川崎市、新潟県、上越市、長野県、中野市、浜松市、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪市、守口市、奈良県、鳥取県、広島市、宇和島市、長崎県、長崎市、熊本市、大分県、宮崎県、小林市、鹿児島県
6	島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童入所施設措置費等国庫負担金の算出における里親支援専門相談員配置による加算対象施設の拡大	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の算出において、里親支援専門相談員の配置により加算の対象となる施設について、現状の児童養護施設及び乳児院に加えて、障がい児入所施設、児童心理治療施設等についても対象となるよう対象施設の拡大を求める。	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(平成24年4月5日付け雇児発第0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	厚生労働省	岩手県、神奈川県、川崎市、相模原市、岡山県、香川県、高知県
16	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域型保育事業のうち保育所型事業所内保育事業者における連携施設の確保に係る公定価格上の減算調整措置の見直し	児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定された事業を行う保育所型事業所内保育事業者が、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第45条に規定された連携施設に関する特例の要件を満たし、連携施設を設定しない場合については、減算額が適切かについて検証した上で、公定価格上の減算調整の適用を受けないようにするなど、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)の見直しを求める。	児童福祉法第6条の3第12項家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第45条 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知) 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	内閣府、厚生労働省	旭川市、富津市

23	宜野湾市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	子ども・子育て支援交付金に係る延長保育事業の実績報告における「対象経費の実支出額」の算出方法の簡素化	子ども・子育て支援交付金に係る延長保育事業の実績報告における「対象経費の実支出額」の算出方法の簡素化を求める。 例えば、延長保育を利用した児童1人あたりの必要経費について、利用時間に応じて単価を設定し、年間の延べ利用人数を乗じることで対象経費の支出額を算出するなど、公定価格と延長保育事業の切り分けを必要としない手法を検討いただきたい。	子ども・子育て支援交付金交付要綱第4条、10条	内閣府、厚生労働省	小樽市、水戸市、前橋市、富津市、中野市、豊田市、守口市
37	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を併用する場合の施設利用料の無償化に係る適用要件の撤廃	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上又は開所日200日以上)を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすることを求めるもの。	子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	柏市、川崎市、浜松市、宝塚市、広島市、宇和島市
46	岡垣町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域少子化対策重点推進事業のうち、結婚新生活支援事業の補助対象期間の拡大	地域少子化対策重点推進事業のうち、結婚新生活支援事業の補助対象期間の拡大を求める。具体的には、以下のいずれかを求める。 ① 現行制度では、補助対象期間中に婚姻届を提出し、受理された夫婦で一定の要件を満たす者が補助の対象とされているところ、補助対象期間の起算点(事業実施年度の前年度の1月1日)を前倒すこと。 ② 補助対象者が補助対象期間中に受けた補助金額が、補助上限額に達しない場合については、翌年度も引き続き補助上限額に達するまで家賃等について補助を受けることができるようになると。	地域少子化対策重点推進事業実施要領	内閣府	岩手県、長野県、高知県、福岡県、筑後市、嘉麻市
54	前橋市、太田市、沼田市、藤岡市、安中市、榛東村、神流町、長野原町、草津町、高山村、川場村、昭和村、玉村町、邑楽町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育体制強化事業における職員(保育士及び保育士以外の者)の数の確認に係る補助要件の緩和	保育体制強化事業の補助要件について、保育支援者を配置した月における職員(保育士及び保育士以外の者)の数の前年同月比較要件を、「当該年度において公定価格の基本分単価を充足する職員を配置し、かつ、当該年度の保育支援者を配置した月と前年度の同月を比較して保育支援者の配置数が同数以上であること」に改める等、補助要件の緩和を求める。	保育体制強化事業実施要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	岩手県、宮城県、水戸市、川口市、富津市、長野県、豊橋市、守口市、枚方市、香川県

74	特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	母子保健衛生費国庫補助金及び次世代育成支援施設整備交付金における、産後ケア事業に関する補助条件の見直し	現行の母子保健衛生費国庫補助金及び次世代育成支援施設整備交付金により各市町村が実施する産後ケア事業やその施設整備に関する補助等について、これまでの実績や課題の検証をした上で、市町村の人口区分等に基づく一律の基準ではなく、事業の規模や提供するサービスの内容等に応じて必要となる人員配置等を踏まえ、地域の実情に応じた事業の実施が可能となるよう、補助条件をきめ細かく見直すこと。	母子保健法第17条の2 母子保健法施行規則第7条の2~4 母子保健医療対策総合支援事業(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、母子保健衛生費国庫補助金交付要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	厚生労働省	千葉市、相模原市、長野県、京都市、大阪市、香川県、宇和島市、福岡県
104	千葉県、草加市、川崎市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	特別支援教育就学奨励費による学用品購入費について、支弁区分に応じた定額支給とする見直し	特別支援教育就学奨励費で支給対象となる経費のうち、学用品購入費については、支弁区分(各家庭の収入から決定)に応じた定額支給とするよう、補助金交付要綱を改正していただきたい。	特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	文部科学省	青森県、福島市、いわき市、茨城県、水戸市、藤岡市、春日部市、桶川市、千葉市、神奈川県、小田原市、石川県、山梨県、長野県、高山市、名古屋市、田原市、京都府、兵庫県、神戸市、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島市、下関市、香川県、宇和島市、福岡県、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市
107	熊本市	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	社会資本整備総合交付金の自転車関連事業の整備地区要件に「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を追加	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)における自転車関連事業の整備地区要件に、「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を追加する。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー13ー(8)	国土交通省	盛岡市、横浜市、川崎市、福井市、長野県、たつの市
159	徳島県、香川県、愛媛県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(セーフティネット住宅)の家賃低廉化に係る国庫補助の対象期間に関する要件の撤廃及び補助総額の増額	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(以下、「セーフティネット住宅」という)の家賃低廉化に係る国庫補助が受けられる期間については、補助要綱上「管理開始から10年以内(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあっては、20年以内で地方公共団体が定める期間)のもの」とされているが、高齢者世帯等に限るなど一定の要件をかけた上で、当該期間に関する要件を撤廃するとともに、補助総額(現行:国240万)の増額を求める。	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条	国土交通省	川崎市、相模原市、長野県、和歌山県、美馬市、上板町、高松市、高知県、熊本市、沖縄県

160	徳島県、愛媛県、高知県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金の対象経費の拡大	地方創生推進交付金について、交付対象経費の要件を、移住者の「暮らしや移動への支援」が可能となるよう、緩和すること。	地域再生法13条、地域再生法施行令9条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知)、令和3年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局)、令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に関するQ&A	内閣府	宮城県、山梨県、長野県、名古屋市、半田市、西尾市、滋賀県、京都市、城陽市、兵庫県、鳥取県、高松市、大分県
162	徳島県、愛媛県、高知県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生テレワーク交付金の制度拡充	地域の実情に応じ、対象経費のソフト事業への重点配分を可能とすること。 リタイアインフラの活用を促進するため、小規模多数のハード整備が可能となるよう、件数制限を緩和するとともに、単独入居型を対象とすること。	地域再生法13条、地域再生法施行令9条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知)、地方創生テレワーク交付金の取扱いについて(令和3年1月18日 内閣府地方創生推進室)	内閣官房、内閣府	盛岡市、川崎市、山梨県、長野県、田原市、兵庫県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市
181	呉市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の活用できる期間の拡大	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)」を活用した事業の実施にあたって、まずは農地・農業用施設災害復旧事業等により農地等の復旧が必要な場合があるが、このような場合においても、当該交付金については、災害発生年度に終了することが事業要件とされている。そのため、農地等の復旧事業が遅延した場合に、当該交付金を事故繰越しても活用できないことがあるため、災害復旧の状況に応じて対応できるよう当該事業要件を災害発生年度の翌年度まで終了することとする等により当該交付金を活用できる期間の拡大を求める。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)実施要綱	農林水産省	相模原市、長野県、下呂市、豊田市、徳島県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市
195	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)及び処遇改善等加算Ⅱの基準年度の運用の見直し	処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の加算要件の見直しにより、令和2年度より加算年度の前年度が基準年度とされたが、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限るとされた経過措置(子ども・子育て支援法による確認の効力が生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については平成24年度)(以下「従前の基準年度」という。)を基準年度とする)について、当分の間、新規事由の有無を問わず適用できるよう求める。 また、処遇改善等加算Ⅱについても同様に柔軟に基準年度を選択できるよう求める。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	小樽市、富津市、長野県、長崎県、宮崎県

206	横浜市、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	特定教育・保育施設における利用定員の変更に係る公定価格の算定方法の見直し	特定教育・保育施設の定員について、地域の実情(ニーズ)にあわせて0歳児の定員を減らし、かつ1、2歳児の定員を増やした場合においては、公定価格の算定に係る経過措置として、一定期間1、2歳児についても0歳児と同等の基本分単価とすることや、公定価格の特定加算部分の「乳児が3人以上利用している施設」という加算要件について、乳児の利用を要件としない、又は1歳児の利用も加算の要件に加えるなどの見直しを行うことを求める。	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	小樽市、旭川市、所沢市、富津市、守口市、松山市、宇和島市
209	岩手県、宮城県、秋田県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	循環型社会形成推進交付金(指導監督交付金)に係る交付対象経費の算定に当たり、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することから、算定方法の簡素化を求めるもの。	循環型社会形成推進交付金(指導監督交付金)に係る交付対象経費の算定に当たり、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することから、算定方法の簡素化を求めるもの。	循環型社会形成推進交付金等(指導監督交付金)交付要領	環境省	山形県、石川県、長野県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、大分県、沖縄県
210	岩手県、盛岡市、宮古市、久慈市、陸前高田市、八幡平市、葛巻町、西和賀町、一戸町、宮城県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方創生移住支援事業に係る移住元要件の緩和	地方創生移住支援事業における移住支援金対象者の移住元要件について、年数要件を廃止するとともに、居住地等要件を緩和すること。	移住支援事業・マッチング支援事業について(令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局)	内閣官房、内閣府	仙台市、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、高知県、大分県